

6 消安第 1548 号

令和 6 年 6 月 5 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること。



(別紙)

1. 二酸化ケイ素【フェームドシリカ】
2. ゲンタマイシン硫酸塩

※【 】内は別名